生活保護制度改革を考える

和久井　みちる

最低限の文化的な生活

今、生活保護制度が『改革（改悪）』されようとしています

生活保護は、この国に住む人の「最低生活」を保障する制度です。憲法に基づき、「健康で文化的な最低限度の」生活をただ保持するための制度……ということになっています。

最低生活の「最低」とは、住む家があって、布団で眠ることができ、その季節に合った服装をして、質素でも一日の食事が確保できる……というところでしょうか。「文化的」とは謳われていますが、実際にはなかなか「文化」を見出すことはできません。中古でもテレビがあれば、それが文化ということなのでしょうか。制定されたのが戦後間もなくだったことを考えると、そうなのかもしれません。現在でも、テレビは生活保護の中の生活必需品としては位置づけられていません。

単身の生活保護利用者の多くは、一日2食で過ごしていると言われています。家具や電化製品の修理代は自分で調達しなくてはいけないので、壊れてしまったら僅かな生活費の中から貯めて、やっと中古に買い替えたりします。電気代がかさむので、日中はショッピングセンターの休憩ベンチや図書館で過ごし、ハローワークに通っても年齢で切り捨てられ、楽しみらしい楽しみもなく、ただ生きるために生きるのがやっとの日々を送っているのが生活保護利用者の現実です。

生活保護の意味を考えよう

そんな生活保護がどのように変えられようとしているのでしょうか。

一番の『改革』目玉は生活扶助費の引き下げです。「生活扶助費」とは、いわゆる衣食住のために使う費用のことです。現在、都心部の一番高い支給額の地域でも、単身者で8万円です（家賃は含みません）。8万円の支給額から、およそ7千円を減額するというものです。すると、生活費は月に7万3千円。光熱費も食費も日用品も携帯代もすべて含めてこの金額です。果たして、この金額で、だれもが最低生活を保障されうるのでしょうか。

さらに大きな影響を受けるのは、子どものいる世帯です。単身者で7千円というのも驚きなのですが、子どもの人数が多いほど引き下げ幅が大きくなるという理解しがたい提案です。その額、最大2万円！普通に考えても、単身者より子どものいる世帯の方が費用がかかるのは当たり前です。

引き下げの根拠は、第一十分位（だいいちじゅうぶんい）という、所得層を十段階に分けた時の一番下の所得者層と生活保護世帯を比べて、一番下の（第一十分位）の層よりも生活保護利用者の暮らしの方が「いい暮らし」だというものです。

ここはよく考えてみてほしいと思います。生活保護を利用する人たちよりも困窮した生活をしている人がたくさんいるのだとしたら、これは大変なことです。ノーベル賞をもらうくらい科学が発達し、経済大国と呼ばれる日本で「最低生活」よりも大変な人達がいる。これはショックなことだと思います。

この現実こそ、一刻も早く改善しなくてはならないはずです。

しかし、政府の発想は違います。もっと大

生活保護辞退し孤独死

北九州市、就労促す

「仕

変な人達がいたのをよいことに、それじゃあ生活保護ももっと低いほうに合わせてしまえというのです。

　生活保護を利用している人たちの暮らしがどんな暮らしぶりかということは、とりも直さず、この国の全体の豊かさや幸福度を表しているのだと思います。よく海外に行くときに、何を参考にしてその国を判断するかというと、福祉施策を挙げる人はたくさんいます。北欧のように高福祉の国は治安もよく、自然も豊かで、人間が大切にされている印象があります。実際、男女を問わず働きやすく、平均の学力も世界のトップクラスです。これらの国では日本のように、苦しい暮らしをもっと苦しいほうへ……などと考えることはないでしょう。

　一日3食摂ることが保障されないような制度が、最低生活を保障するはずの生活保護制度の在り方だとしたら、これは何かがおかしいとしか言いようがありません。明日を生きる希望につながることのできないような脆弱な制度を私たちは「生活保護」＝「最低生活基準」と呼ばなければならないのでしょうか。

　さらにもっと深く考えてみましょう。

　生活保護の利用者は、その8割が病気、障がい、高齢の世帯です。その他に、ひとり親世帯や、倒産や解雇による失業者などがいます。病気になる、障がいを負う、高齢化する……、これらはその人が努力をすれば回避できたことなのでしょうか。ひとり親や失業にしてもそうです。その人が、そうなりたくてなったのでしょうか。なぜ、これらの人々は「最低」で暮らさなくてはならないのでしょうか。病気や障がいを持った人や、長いこと社会に貢献されてきた高齢者は、もっと豊かで、必要なサービスに恵まれた、行き届いた暮らしをしてもよいのではないか、と考えることはできないものでしょうか。

「生活保護は恥じゃない」「みんなで使おう生活保護」受給者らのデモ
（2012年8月霞ヶ関）

　「最低生活」の発想には「働かざる者食うべからず」の考え方があります。生産性のない者には価値がないという考え方です。

　しかし、人はいわゆる金銭の取得にいたる生産ルートに乗ることはできなくても、人間としてそこにいて、その役割を果たすことは出来るはずです。それなのに、今の日本社会は、利潤にまつわる成果を上げない者には価値がないという決めつけをしています。本当に貧相な福祉観だと思わざるを得ません。

　より低い所得の人と比べる根拠も曖昧です。本来、中間層と比べてどうか、という指標にしていかなければ、いつまでも下方目標になってしまい、これでは絶対に質的に豊かな保障にはなっていかないと思います。

追い詰められ差別される生保利用者

　単に金額を下げるという提案の他に、仕事を探している人に対して、探す職種、探せる期間などに制限を加えようというものもあります。これまでも、誰もが必死で求人活動をする中で、なかなかこれはという応募要件に出会えず、何ヵ月も苦労して疲弊している利用者は沢山います。にもかかわらず、さらに強い圧力をかけて追い立てようというのです。就職というのは相手があってのことですから、自分がいくら頑張っても採用されないことはいくらでもあるのです。特に昨年来、生活保護バッシングが激しくなり、社会の偏見が助長された結果、一層、生活保護利用者の職探しは困難になっています。にもかかわらず、指導に沿って仕事を見つけられなければ、保護を打ち切るという提案も今回なされています。努力してもどうしても仕事が見つからなかった人たちの生活保護を途中で打ち切ったりすれば、その人たちは、その先を生きるこ

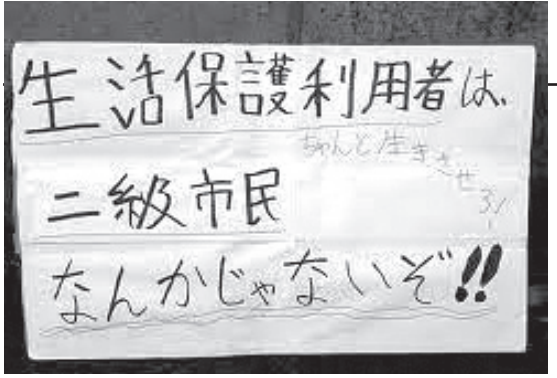

とが出来なくなってしまいます。それがどういう意味をなし、どういう国に変質させていくのかを政府はしっかりと考えて今回の提案をしているのでしょうか。どうも私には、一時の嫌がらせ的感情論にしか感じられないのです。

さらに、医療面ではジェネリック医薬品の原則義務化というのがあります。生活保護費の中で、一番多くの費用がかかっているのが医療費なので、国はなんとかしてこれを少しでも削減したいと考えています。けれども、そもそも生活保護利用者は病気の人が多いのですから、医療費がかかるのは仕方がないことです。誰も好きで病気になったのではないのですから。ひとつ改善できるとしたら、それは精神科の長期入院を改善させることなのです。生活保護の医療費の半分以上は、精神科の長期入院の入院費なのです。

閉鎖的な日本では、精神疾患を持った人たちと、共に地域で暮らすという社会整備が非常に遅れています。国の施策として閉鎖性を助長してきたからです。それなのに、そのツケをあたかも現在生活保護を必要としている人たちの責任であるかのようにまくしたて、お金がかかるから安い後発医薬品（ジェネリック）を強制しようというのです。病気の人間にとって、薬はまさに命綱です。安いか高いかという問題ではない。病気を治せるか、自分の体に合うか、安全か、そこが最も重要な部分です。それらが担保されるのであれば、人によってはジェネリックでも差支えない場合はあるでしょう。しかし、新薬でなければ治せない病気もあるのです。安いから原則にする……というのは、あまりにも乱暴です。もしも、国全体で医療費を抑制しようというのなら、すべての国民にジェネリックを原則化しなければおかしなことです。まるで「生活保護利用者だから安物でいい」と言っているかのようです。もしも、そのようなつもりでこの提案がなされているのだとしたら、差別の助長にしかなりませんので、絶対に受け入れてはいけない提案だと思います。

生活保護制度は福祉政策の根幹

このほかに、ケースワーカーの説明不足による手続きの不備でも「不正受給」と呼び、警察官まで配置して告発を強化したり、市民に生活保護利用者を監視させ、密告を受け付ける部署を設けるなど、まるで魔女狩りでも始めるつもりなのではと心配になるような動きがあちこちで見られ始めています。

生活保護制度は社会保障制度、国民の暮らしの最低生活を保障する制度だということを政府は忘れてしまったのでしょうか。

生活保護利用者は犯罪者予備軍でも何でもありません。ごく普通に、明日を生きるために、国で保障された制度を利用しているだけなのです。

その一人ひとりに、夢も楽しみも生きがいも、当然あっていいはずで、むしろ、何も希望が持てないような制度なら、社会保障制度として、まだまだ未熟であるということだと思います。「豊かさ」が足りないのです。

生活保護制度は、現在その制度を使っている人たちだけでなく、ギリギリのラインで生活している方のための様々な施策の基礎になっている制度でもあります。引き下げられたり、制限が加わると、子育てや介護の必要な人達にも多くの影響を及ぼします。

生活保護は私たち一人ひとりの生活の安心を保障する制度です。誰もが困ったときには利用していいのです。ですから、居心地のいい安心できる制度づくりを、一人ひとりが自分の問題として考えていくことが重要なのだと知ってほしいと思います。

（わくい・みちる／北海道で生まれる。大学卒業後、障がい児・者、高齢者の介護や支援に携わった後、地方公務員として福祉現場を経験。ＤＶ〈ドメスティック・バイオレンス〉によってうつ病で失職。生活保護制度を利用するに至り、生活保護問題に当事者として関わりながら4年を過ごす。現在は就労ができるようになっている。生活保護問題対策全国会議幹事。著書に『生活保護とあたし』あけび書房刊）